

国あて

**生活保護基準の引下げを違法とした最高裁判決を踏まえ、基準の復元・補償
および夏季加算の創設等を求める意見書（案）**

生活保護制度は、日本国憲法第 25 条に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障するための最後のセーフティネットである。国が平成 25 年から実施した生活保護基準の引下げについて、最高裁判所は、合理性を欠き違法であるとの判断を示した。この判決は、生活実態や物価動向を十分に反映しないまま基準が引き下げられ、多くの利用者の生活に影響を与えたことを認定したものであり、国の責任は重大である。さらに、近年の気候変動の影響により、全国的に猛暑が常態化している。酷暑のもとで冷房の使用は命と健康を守るために不可欠であるが、生活保護世帯にとって冷房器具の購入費や電気料金の負担は重く、制度上の支援は十分とは言えない。司法判断および社会状況を踏まえ、生活保護制度を憲法の理念に沿って是正・充実させることが強く求められる。よって、目黒区議会は、国に対し、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

1. 生活扶助基準引下げの影響を総点検し、基準の復元および物価上昇等を踏まえた増額を行うこと。
2. 影響を受けた利用者および元利用者に対し、国の責任を明確にした謝罪と補償を行うこと。
3. 生活保護制度において、冷房器具の購入費等について、保護開始時期にかかわらず、必要とする被保護世帯を支給対象とすること。
4. 酷暑から被保護世帯の命と健康を守るため、冷房使用に係る電気料金相当分を扶助する「夏季加算」を創設すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

2026 年 2 月 日

目黒区議会議員 鈴木まさし

衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 厚生労働大臣 あて

